

令和 5 年 第 3 回

# 芦北町議会 6 月定例会会議録

開会 令和 5 年 6 月 13 日

閉会 令和 5 年 6 月 16 日



熊本県芦北町議会

### 令和5年第3回芦北町議会定例会会期日程

月 日	曜日	日 程
6・13	火	本会議（開 会） 諸報告 議長諸般の報告 議員派遣の結果報告 行政報告 町長の提案理由説明 一般質問 （散 会）
14	水	休 会（議事整理）
15	木	休 会（議事整理）
16	金	本会議（開 議） 議案審議 閉会中の継続調査の申出 （閉 会）

## 目 次

第1号（6月13日）		頁
1	議事日程	3
2	出席議員氏名	3
3	欠席議員氏名	3
4	説明のため出席した者の職氏名	3
5	事務局職員出席者	4
6	開会 開議	11
第1	会議録署名議員の指名	11
第2	会期の決定について	11
第3	諸報告	12
	議長諸般の報告	12
	議員派遣の結果報告	12
	行政報告	12
第4	町長の提案理由説明	12
第5	一般質問	13
	（1）2番 楠原清照君	13
	（2）1番 百田翔吾君	28
7	散 会	33
第2号（6月16日）		頁
1	議事日程	37
2	出席議員氏名	38
3	欠席議員氏名	38
4	説明のため出席した者の職氏名	38
5	事務局職員出席者	38
6	開会 開議	39
第1	報告第1号 一般会計の繰越明許費繰越計算書について	39
第2	報告第2号 農業集落排水事業特別会計の繰越明許費繰越計算書について	40
第3	報告第3号 一般会計の事故繰越し繰越計算書について	41
第4	報告第4号 有限会社あしきたマリンスービスの経営状況の報告について	41

第5	報告第5号	有限会社御立岬の経営状況の報告について	43
第6	議案第29号	令和5年度芦北町一般会計補正予算(第3号)	44
第7	議案第30号	令和5年度芦北町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第1号)	50
第8	議案第31号	令和5年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計補正予算 (第1号)	50
第9	議案第32号	芦北町奨学基金条例の一部を改正する条例の制定について	51
第10	議案第33号	芦北町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する 条例の制定について	52
第11	議案第34号	芦北町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定につ いて	53
第12	議案第35号	芦北町一般住宅等使用料条例の一部を改正する条例の制 定について	54
第13	議案第36号	芦北町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例 の制定について	54
第14	議案第37号	工事請負契約の締結について	55
第15	議案第38号	工事請負契約の締結について	56
第16	議案第39号	工事請負契約の締結について	57
第17	議案第40号	工事請負契約の締結について	58
		(一括議題=日程第18から日程第21まで)	
第18	総務厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出		60
第19	建設経済文教常任委員会の閉会中の継続調査の申出		60
第20	議会広報委員会の閉会中の継続調査の申出		60
第21	議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出		60
7	閉会		61

# 令和5年第3回芦北町議会定例会議事日程（第1号）

令和5年6月13日

午前10時 開 会

於 議 場

## 1 議事日程

### 開会宣告

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定について

第3 諸報告

議長諸般の報告

議員派遣の結果報告

行政報告

第4 町長の提案理由説明

第5 一般質問

(散 会)

## 2 出席議員（14人）

1番 百 田 翔 吾 君

3番 長 口 隆 君

5番 坂 本 登 君

7番 白 坂 康 浩 君

9番 宮 尾 秀 行 君

11番 寺 本 修 一 君

13番 元 山 秀 志 君

2番 楠 原 清 照 君

4番 林 田 耀 宏 君

6番 寺 本 順 一 君

8番 草 野 安 道 君

10番 川 尻 成 美 君

12番 岡 部 恵美子 君

14番 宮 内 道 則 君

## 3 欠席議員（0人）

## 4 説明のため出席した者の職氏名（16人）

町 長 竹 崎 一 成 君 副 町 長 藤 崎 正 司 君

教 育 長 岩 田 繁 義 君 総 務 課 長 松 本 俊 造 君

企画財政課長 白 坂 達 也 君 税 務 課 長 佐 竹 貴 幸 君

住民生活課長 長 崎 十 三 男 君 福 祉 課 長 池 田 康 浩 君

健康増進課長 田 中 公 広 君 農 林 水 産 課 長 梶 浩 之 君

商工観光課長	釜	辰	信	君	建設課長	鎌	倉	博	之	君	
上下水道課長	平	田	秀	臣	君	教育課長	田	代		忍	君
スポーツ・文化振興課長	岡	田	謙	治	君	コミュニティセンター課長	上	野	孝	司	君

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長	窪	田	和	彦	君	次長(主幹)	鎌	田	富士夫	君
--------	---	---	---	---	---	--------	---	---	-----	---

## 議長諸般の報告

- 1 例月現金出納検査結果報告書（別紙のとおり）
  
- 2 令和5年第1回水俣芦北広域行政事務組合議会定例会  
期 日 令和5年3月23日（月）  
場 所 水俣芦北広域行政事務組合多目的ホール  
議 題 令和5年度水俣芦北広域行政事務組合一般会計予算 外
  
- 3 南九州西回り自動車道熊本県建設促進期成会総会  
期 日 令和5年5月22日（月）  
場 所 あらせ会館（水俣市）  
内 容 令和4年度事業報告及び決算報告について 外
  
- 4 全国町村議会議長会（議長・副議長研修会）  
期 日 令和5年5月23日（火）  
場 所 東京国際フォーラム（東京都）  
内 容 講演：町村議会の課題と今後の展望について  
講師：大正大学社会共生学部教授 江藤 俊昭 氏 外
  
- 5 熊本県町村議会議長会（熊本県関係国会議員への要望）  
期 日 令和5年5月24日（水）  
場 所 ホテルグランドアーク半蔵門（東京都）  
内 容 熊本県町村議会議長会定期総会において決定した事項の要望  
（県提出要望4件・各郡提出要望19件）
  
- 6 水俣・芦北地域振興財団理事会  
期 日 令和5年5月31日（水）  
場 所 ホテル熊本テルサ（熊本市）  
内 容 令和4年度事業報告及び決算報告について 外
  
- 7 熊本県町村議会議長会（議長研修・臨時総会）  
期 日 令和5年6月2日（金）  
場 所 ホテル熊本テルサ（熊本市）

内 容 議長研修＝講演：統一地方選挙の結果を踏まえた今後の議会のあり方  
講師：新潟県立大学准教授 田口 一博 氏  
臨時総会＝任期満了に伴う役員の選任

令和5年6月13日

芦北町議会議長 宮内道則

芦町監第7号  
令和5年6月9日

芦北町議会議長 宮内道則様

芦北町監査委員 井川良一

芦北町監査委員 長口隆

例月現金出納検査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第235条の2第1項の規定により例月現金出納検査を実施したので、同条第3項の規定により、その結果に関する報告を下記のとおり提出します。

記

1 検査の対象

会計管理者の権限に属する現金（歳計現金、一時借入金及び基金並びに歳入歳出外現金）の出納及び保管

2 検査現在期日

令和5年5月31日

3 検査実施日

令和5年6月9日

4 検査の結果及び意見

検査現在期日における歳計現金及び基金並びに歳入歳出外現金（一時借入金なし）の保管状況は、預金通帳、保管現金及び現金保管状況一覧表と照合した結果すべて符合し相違ないこと及び適正に処理されていることを確認した。

また、出納事務については、現金出納にかかる証拠書類及び関係帳表と照合、検査の結果、計数に誤りはなく何ら不正非違の点も見受けられず、すべて適正に処理されていることを認めた。

なお、参考まで検査現在期日における現金の現在高は、次のとおりである。

一般会計・特別会計	歳計現金	1,791,667,698 円
	一時借入金	0 円
	基金に関する現金	6,200,119,220 円
	歳入歳出外現金	120,084,227 円
	計	8,111,871,145 円
水道事業会計		346,352,192 円

## 議員派遣の結果報告

- 1 町村議会新議員研修会（熊本県町村議会議長会）
  - (1) 目的 議会の基礎的な制度及び運営等について知識を深めるため
  - (2) 期 日 令和5年3月24日（金）
  - (3) 場 所 熊本県市町村自治会館 本館講堂
  - (4) 内 容 講演  
演題：「議会の制度と運営について」  
講師：熊本県町村議会議長会事務局長 古家陽介 氏
  - (5) 派遣議員 百田翔吾
  
- 2 町村議会議長・副議長研修会（全国町村議会議長会）
  - (1) 目的 分権時代に対応する議会の活性化に資するため
  - (2) 期 日 令和5年5月23日（火）
  - (3) 場 所 東京国際フォーラム（東京）
  - (4) 内 容 講演  
演題：「町村議会の課題と今後の展望について」  
講師：大正大学社会共生学部教授 江藤俊昭 氏  
演題：町村こそデジタルを（住民のためのデジタル活用法）  
講師：NPO法人ブロードバンドスクール協会理事 若宮正子 氏  
演題：地方議会とハラスメント  
講師：朝日新聞社コンテンツ編制本部次長 三島あずさ 氏
  - (5) 派遣議員 元山秀志（副議長）
  
- 3 町村議会議長・副議長による県関係国会議員への要望活動（熊本県町村議会議長会）
  - (1) 目的 熊本県町村議会議長会定期総会決議事項要望
  - (2) 期 日 令和5年5月24日（水）
  - (3) 場 所 ホテルグランドアーク半蔵門（東京）
  - (4) 内 容 熊本県町村議会議長会定期総会において決定した事項を県関係国会議員へ要望（県提出要望4件・各郡提出要望19件）
  - (5) 派遣議員 元山秀志（副議長）

令和5年6月13日

芦北町議会議長 宮内道則

令和5年第3回定例会一般質問通告表

質問 順番	質問者	質問事項	質問の要旨	質問の相手
1	楠原清照	1 町内の各海水浴場及び隣接する観光施設等の連携強化と更なる利活用の促進について	①町内の海水浴場の利用状況はどうなっているのか。 ②町内各海水浴場に隣接する芦北海浜総合公園や御立岬公園などとの連携による相乗効果及び施設の充実についてどのように考えているのか。 ③現在供用していないマリナーパークビーチ及び萩の越海水浴場に隣接する旧国民年金保養センター「ブルーマリンあしきた」の解体が示されているが解体後の周辺整備はどのように考えているのか。	町長及び 担当課長
		2 町税等のコンビニ収納やキャッシュレス決済の現状と利便性の向上等について	①町税等のコンビニ収納やキャッシュレス決済の現状はどうなっているのか。 ②町税等のコンビニ収納やキャッシュレス決済の利点とは具体的にどのようなことか。 ③町税等のコンビニ収納やキャッシュレス決済の周知はどのように行っているのか。	町長及び 担当課長
		3 芦北町スポーツ協会及び各種スポーツ大会の現状等について	①現在のスポーツ協会の組織と町民スポーツ大会の競技種目の現状はどのようになっているのか。 ②秋の陸上競技大会の今後の目指す方向性をどのように考えているのか。 ③スポーツの振興による町づくりの成果はどうなっているのか。	教育長及び 担当課長

2	百田翔吾	1 アフターコロナにおける商工業の振興について	<p>①コロナ禍において、本町として、商工業者に対してどのような施策を行ってきたのか。また、その効果はどうであったか。</p> <p>②実施した施策及びその効果を踏まえ、アフターコロナに向けて、どのような施策が必要と考えているのか。</p>	町長及び担当課長
---	------	-------------------------	--	----------

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（宮内道則君） 皆様、おはようございます。

ただいまから令和5年第3回芦北町議会定例会を開会します。

会議に入ります前に、本日は傍聴席にハワイ島熊本同志会から3人の方が見えております。同志会と本町とのつながりは、2013年にハワイで開催された国際空手道連盟主催の第54回ハワイ州ホノルル国際空手道選手権大会に、芦北町海王塾と葦北鉄砲隊が招待を受け訪問をした際と、2018年にハワイ日系移民150周年記念式典に葦北鉄砲隊が招待をいただいた縁で本町にも訪問され、交流を深めております。そのようなことで、令和2年7月豪雨災害時には同志会が募金を募り、1万5,000ドル、日本円で約150万円の義援金が芦北町に贈られました。今回、同志会の3人の方が、芦北町の復興状況を視察しにお出でになっています。そのお三方をここで御紹介を申し上げます。

ハワイ島熊本同志会前会長、ドウェイン・ムカイ様、ホノルル日本国領事館在ヒロ名誉領事、アート・タニグチ様、元ハワイ島日系人商工会議所会頭、トミー・ゴウヤ様、以上3名の方でございます。

感謝の意を込めまして、皆様、もう一度拍手をお願いいたします。

○議長（宮内道則君） はい。ありがとうございました。

まだまだ、復興道半ばでございますが、議会といたしましても復旧・復興に全力を挙げて取り組んでまいります。今後とも御支援のほど、よろしく願いいたします。

以上で、御紹介を終わります。

-----○-----

○議長（宮内道則君） これより本日の会議を開きます。

お手元に配付の議事日程にしたがって会議を進めてまいります。

-----○-----

## 第1 会議録署名議員の指名

○議長（宮内道則君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、13番 元山君及び1番 百田君の2人を指名します。

-----○-----

## 第2 会期の決定について

○議長（宮内道則君） 日程第2「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会からの答申に基づき、本日から

ら6月16日までの4日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から6月16日までの4日間に決定しました。

-----○-----

### 第3 諸報告

○議長（宮内道則君） 日程第3「諸報告」を行います。

例月現金出納検査結果、閉会中に出席した議長諸般の報告、議員派遣の結果報告及び町長の行政報告の内容は、議席に配付のとおりです。

以上で、諸報告を終わります。

-----○-----

### 第4 町長の提案理由説明

○議長（宮内道則君） 日程第4「町長の提案理由説明」を求めます。

竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） おはようございます。

本日ここに、芦北町議会6月定例会の招集を申し上げましたところ、議員各位におかれましては、御出席を賜り、ありがとうございました。

本日は、先ほど議長から御紹介がありましたが、ハワイ日系3世の方々が一昨日より御来町されております。ハワイ州も、地震、火山噴火などによる自然災害を経験されておられます。今回は、3年前にコロナ禍にありながら募金の呼びかけをされ、多額の義援金をいただいたものでありまして、改めて感謝申し上げます。併せて、皆様方のますますの御多幸を心よりお祈り申し上げます。

さて、令和2年7月豪雨から間もなく3年を迎えようとしております。佐敷及び湯浦の災害公営住宅は、被災者の生活再建に向け急ピッチで作業が進められております。また、新型コロナによる行動制限が撤廃され、各種の祭りやイベントも復活し、町も活気を帯びてきております。

去る5月29日に、福岡管区气象台より、九州北部地方の梅雨入りが発表されました。今月初めの台風2号の接近では、四国から関東にかけて線状降水帯が発生し、東海地方で降り始めからの雨量が500ミリを超えるなど、死者・行方不明者が発生する大きな災害となりました。亡くなられた方々に心からお悔やみを申し上げますとともに、行方不明者の方々の一刻も早い安否の確認を祈るものであります。幸いにも、本町では大きな雨量に至りませんでした。国・県など関係機関と連携し、決して気を緩めることなく、万全の態勢で今出水期に臨んでまいります。

それでは、本定例会に付議しました議案につきまして、御説明申し上げます。ま

ず、一般会計及び特別会計の繰越明許費等の報告5件、令和5年度芦北町一般会計及び特別会計に係る補正予算3件、また条例の一部改正5件、工事請負契約の締結4件の合計17件を提案しております。

御審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（宮内道則君） 町長の説明が終わりました。

-----○-----

## 第5 一般質問

○議長（宮内道則君） 日程第5、一般質問を行います。

質問通告者は2人です。通告書は、お手元に配付しております。質問時間は、従来どおり補助質問を含めて30分以内に制限します。それから、一般質問は通告制であります。質問に関連して求める関連質問は許可しません。質問に当たっては、通告内容に基づいた質問をされるよう求めます。なお、執行部の答弁も明快かつ簡潔に願います。

それでは、順番に発言を許します。

はじめに、楠原君。

○2番（楠原清照君） それでは、おはようございます。楠原でございます。

芦北町議会会議規則第60条第1項の規定に基づき、議長の許可のもと、質問をさせていただきます。

さて、今年も早くも災害シーズンに突入したようでございます。6月2日には、四国から近畿、東海地方へと線状降水帯が伸びに伸びて大雨をもたらし、大きな被害が発生いたしました。被災者の皆様には、本当に心からお見舞い申し上げたい気持ちでいっぱいでございます。

私は、現在、令和2年7月豪雨災害復旧・復興対策調査特別委員会に所属しております。つい先だって5月30日にも委員会の現地調査がございました。農林水産課所管事業でございましたが、治山復旧工事においては、国で受け持っていたいた直轄工事33本のうち、すでに30本完成しており、残り3本もあと数か月程度で完成するというところでございまして、早期の復旧・復興に大きな支援となったという話もお伺いしたところでございます。

このようなことから、災害特別委員会が十分機能しておるようでございますので、今回の私の一般質問では前回3月議会同様、あえてその他の課題について質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

さて、質問に入ります。これからの季節は、先ほど申し上げましたように、災害シーズンとなるわけでございますけれども、一方で夏のレジャーの定番である海水

浴のシーズンでもあります。例年7月頭に海開きがされ、8月いっぱいまでの約2か月がその期間とされております。

私は、子どもの頃、つまりもう五、六十年前のことでございますけど、泳ぐのが大好きで夏休みなど毎日川で泳いでいましたし、親子会などで女島や海浦海水浴場などにもよく行きました。当時は、飛び込み台がある海水浴場も多くありまして、飽くことなく飛び込んでは泳ぎを繰り返していました。このように、夏になればこんじょこんじょ泳いで真っ黒になっていたものです。

ところが、時代が進み、日本の経済が右肩上がり豊かになってくると、1980年代後半あたりから日本全国でリゾートブームが到来しました。30数年前の話です。これ以後、我が町でも人工白砂海水浴場の整備が行われ、鶴ヶ浜、マリナーパークビーチ、萩の越、御立岬海水浴場と、次々と整備されていきました。そして、ピーク時の夏休み期間中などは、県内外から人々が大挙して押し寄せ、当時は高速道路なんてありませんでしたから、国道3号の八代に至るルートなど、日奈久辺りまで渋滞の影響があったほどでした。人工砂浜の海水浴場は、人で溢れかえり、足の踏み場もない日もありました。当時の熊日新聞では、写真付きで報道されるなど、ちょっとしたニュースにもなったわけです。

それに付随して、旧芦北町では芦北海浜総合公園、旧田浦町では御立岬公園が整備され、通年型の観光施設とすることで、さらなる観光振興と活性化を図る取組がなされていたと承知しております。

ところが、世間では紫外線が体に良くないとかで、日焼けを嫌うようになりまして、海にはクラゲやイラはいるは、訳のわからん海藻がまとわりついてくるわ、砂は水着の中に入ってくるわ、また潮で体はべたつくわで、だんだん避けられるようになりました。そして、代わりにそれより近場の消毒された淡水プールのほうがはるかに清潔でいいとか、夏は海というすり込みは薄れてきて、ほかに楽しむところはいっぱいあるなどの、いわゆるレジャーの多様化とか時代が大きく変化し、一言でいえばピークが過ぎて、近隣観光施設の整備はされたものの、人気に陰りが出てきたのが現状ではなかろうかと思うわけです。それに加えて、新型コロナウイルス騒動や、令和2年7月豪雨災害などでもうめちゃくちゃになってしまったのが、ここ数年のことだと思います。

そうは言いまして、海水浴場や近隣観光施設は、我が町の重要な観光資源の一つであることは変わらないのでありまして、何とか生かして、夏の活性化につなげねばならないことは言うまでもないことであります。町民の皆様の一部には、観光は二の次、三の次、まずは復旧・復興、町民の生活改善対策第一ではないかというお声もありますが、確かにそうでございますけれども、少子高齢化、過疎化の進行

が止まらない我が町においては、観光振興により流入人口・交流人口の拡大を図ることは、地域活性化に欠かせない重要課題なのでありまして、その意味で今後もしっかり観光振興を図っていかねばならないと考えるのです。

本来、私は政治信条として、復旧・復興を第一に掲げているわけではありますが、将来を見据えた町の活性化というものを360度の視点に立って、バランスよく考えなければならないだろうとも思っているわけです。まさに今が、今後に向けた重要なターニングポイントであろうと感じましたので、質問をさせていただこうと思った次第です。

そういうことで、通告書1、町内の各海水浴場及び隣接する観光施設等の連携強化と、さらなる利活用の促進について質問いたします。①町内の海水浴場の利用状況はどうなっているのか。②町内各海水浴場に隣接する芦北海浜総合公園や御立岬公園などとの連携による相乗効果及び施設の充実について、どのように考えているのか。③現在供用していないマリナーパークビーチ及び萩の越海水浴場に隣接する旧国民年金保養センター「ブルーマリンあしきた」の解体が示されているが、解体後の周辺整備はどのように考えているのか。この3点について質問させていただきます。

次の質問に移ります。我が町には、現在、コンビニエンスストア、つまり普通コンビニと呼んでおりますけれども、ファミリーマートが1軒、セブンイレブンが4軒、計5軒が立地しているようでございます。このコンビニは実に便利な存在でございまして、通常の日用品や食品の販売以外でも、マルチコピー機や銀行ATMが設置されております。つまり、物品販売以外のサービスの提供も行っているわけです。サービスにはですね、いろいろありすぎて、全部を知っているわけではありませんけれども、私も預金を引き出したり、コピーを取ったりしております。このように、コンビニ無しでは日常生活が困るところまで浸透している存在となっております。

また一方で、キャッシュレス決済の波もあれよあれよという間にどんどん押し寄せておりまして、これまでのクレジットカード決済のほかに、何とかペイというQRコードやバーコードを読ませたり、果てはスマホをかざすだけで決済が完了したりする、そういう世の中となっております。日本は世界的に見れば、このキャッシュレス化が遅れているようでございます。片や、あの中国や韓国では、本当か嘘か知りませんが、もはやスマホによるキャッシュレス決済が当たり前となっているとも伝えられております。

しかし、私は6年前の平成29年に母の生まれ故郷である中国の瀋陽というところ、昔でいう満州奉天に母と二人、個人旅行で行きましたけれども、そのときの経

験から、なぜ中国はスマホのキャッシュレス決済が進んだのか分かった気がしました。それは中国紙幣がことごとくペラペラヨレヨレで、破れた箇所はセロテープが貼ってあるような、そういう代物だったからです。自動販売機で使えるようなものではありませんでした。中国には失礼ですけれども、日本のようにピシッとした紙幣管理がなっとらん現実をこの目を見て、紙幣という現物無しのデジタル決済が急速に普及したのは、こういうことも一因としてはですね、あるのではないかと強く思った次第です。

それはともかく、日本はコンビニが飽和状態となるくらい普及しており、スマホによるキャッシュレス決済もどんどん進んでおるのが現状だろうと思います。そのような中、本町においても近年、町税等のコンビニ収納やキャッシュレス決済への取組がなされているようでございます。

そこで、通告書2、町税等のコンビニ収納やキャッシュレス決済の現状と利便性の向上等についてお尋ねします。①町税等のコンビニ収納やキャッシュレス決済の現状はどうなっているのか。②町税等のコンビニ収納やキャッシュレス決済の利点とは具体的にどのようなことか。③町税等のコンビニ収納やキャッシュレス決済の周知はどのように行っているのか。この3点について、お尋ねしたいと思います。

次の質問に移ります。私も高齢者の仲間入りをする年齢になって、時に昔を懐かしんだりしております。いろいろな思い出がありますが、秋の町民体育祭の思い出も深く刻み込まれております。走るの苦手だったんですが、いろいろ選手として出されたわけです。特にきつかった種目は400m競争でした。3コーナーまでトップで走りましたが、最後の直線で全員に抜かれてしまいました。また、100mにも出場しましたが、本部席の真ん前で転倒し、恥もかきました。そんな苦い思い出もあるわけですが、当時は選手もまだ若かったが、応援も多くて、大層にぎわっておりました。平成17年に旧田浦町と合併する前までのことです。当時、私は中央体育協会の地区委員をしておりました、会長は竹崎直正さんでした。活動を一生懸命やっておられまして、よく飲みにも行きました。その頃は、その地区体協主催で運動会や駅伝大会をやっておりました。当然、秋の町民体育祭を前にして、選手選考会議が行われ、私は向町担当でしたので、子どもたちを中心に選手の委嘱をしてきました。そんなこんなで、20年くらいやってきました。その子どもたちも今や大きくなって、立派な大人となっていますが、当時のふれ合いがあったお蔭で、私は子どもたちを知っておりますし、子どもたちも私を知って、慕ってくれている関係がいまだにあるわけです。選手集めもなかなかスムーズにはいかずに、きつかったこともありましたが、やって良かったと思っております。

そんな体協と町民体育祭ですが、いつの間にか名称が変更され、スポーツ協会や

スポーツ大会となっているようでございます。そして、先ほど申し上げましたが、旧田浦町と旧芦北町が合併後、スポーツ協会も再編されましたけれども、その後、人口減少傾向に歯止めがかからない中で、ここ数年は追い打ちをかけるような新型コロナウイルス騒動などで、選手の育成どころか組織の維持にも難儀しているようでございますし、あれほどにぎやかだった秋のスポーツ大会も寂しいものとなっております。

しかし、このような時代の流れとはいえ、我が町はスポーツによるまちづくりを高々と掲げておりますので、この現状を何とか打破し、変革し、活性化を図らねばならないことは大きな課題ではないかと考えるものです。

そこで、通告書3、芦北町スポーツ協会及び各種スポーツ大会の現状等についてお尋ねします。①現在のスポーツ協会の組織と町民スポーツ大会の競技種目の現状はどうなっているのか。②秋の陸上競技大会の今後の目指す方向性をどのように考えているのか。③スポーツの振興によるまちづくりの成果はどうなっているのか。この3点について、お尋ねいたします。

以上、通告書1から3までの質問に対し、御答弁をお願いいたします。

これで、壇上での質問を終わります。再質問は質問席から行います。

○議長（宮内道則君） 楠原君の1回目の質問が終わりました。答弁を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 楠原議員の質問にお答えいたします。

質問の主題1の③旧国民年金保養センター「ブルーマリンあしきた」の解体後の周辺整備につきましては、長年の懸案事項でありましたマリナーパークビーチ及び菘の越海水浴場を含めた一帯の整備について、県と町で連携し、令和4年度にあしきたマリナーパーク再整備計画基本構想を策定しておりまして、それに基づき整備を進めてまいります。

なお、具体的な内容及び残余の質問につきましては、担当課長から答弁させます。

○議長（宮内道則君） 岩田教育長。

○教育長（岩田繁義君） 質問の主題3の①について、お答えします。

現在のスポーツ協会は、会長、副会長、監事、事務局長、理事、評議員で構成されております。理事は、地域スポーツ協会の代表7名、種目協会の代表3名、小中学校の代表2名、スポーツ推進委員の代表1名、また評議員は地域スポーツ協会の代表7名、加盟の全種目協会の代表24名、小中学校の代表2名、スポーツ推進委員の代表1名など、合計58名の組織となります。

町民スポーツ大会の競技種目は、スポーツ協会加盟の24種目のうち、12種目を実施しているところでございます。令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の

影響により、水泳、ビーチボールバレー、陸上が中止となりました。令和5年度は、全12種目の開催が決定しているところでございます。

次に、②の質問についてお答えします。令和2年度から令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により実施できませんでした。令和5年度は、5月に行った評議員会において開催が決定しております。今後、各地域スポーツ協会と協議を重ね、開催に向けて準備を進めてまいります。

次に、③の質問についてお答えします。各種目協会や各社会体育クラブ、学校の指導者等が日頃から育成に尽力されており、その成果として、多くの児童生徒をはじめとする競技者が、国際大会、全国大会、九州大会等へ出場し、優秀な成績を残しております。令和4年度の国際大会、全国大会、九州大会等の出場者数は延べ189人で、10年前、平成24年度の延べ130人と比較しても、少子化や人口減少が進む中であっても、59人増加しております。また、各種目協会においても、自主的なスポーツイベントを開催し、競技力向上や関係人口の増加に寄与する取組も行われており、スポーツの振興によるまちづくりの浸透が図られているものと考えております。

○議長（宮内道則君） 釜商工観光課長。

○商工観光課長（釜辰信君） 質問主題1の①について、お答えします。

町内の海水浴場の利用状況につきましては、昨年度は2か所の海水浴場を供用しており、鶴ヶ浜海水浴場と御立岬海水浴場を合わせた入込客数は延べ3万4,290人になっており、令和3年度は3万5,190人から900人の微減となっております。また、マリンパークビーチ及び萩の越海水浴場は、令和2年7月豪雨災害以来、災害土砂の仮置きなどにより、供用を休止しております。

次に、②の質問についてお答えします。鶴ヶ浜海水浴場に隣接する芦北海浜総合公園については、休止していたゾーブの再稼働に向けて準備を進めております。また、令和4年度にドッグランを整備し、ローラーリ्यूージュと併せて大変にぎわっており、海水浴場との相乗効果が見込まれます。今後の展開として、子供の城へ新たな遊具の設置を検討しております。あしきた青少年の家は、鶴ヶ浜海水浴場に近いため、研修で来られた方のプライベートでの誘客につながっており、さらなる連携が重要であると考えております。御立岬公園は、新たに第2キャンプ場を新設し、多くの利用客でにぎわっています。

このように、海水浴場に隣接する施設や公園との連携及び施設の充実を図っておりますが、さらに御立岬公園、芦北海浜総合公園の連携を深め、御立岬公園の宿泊客が芦北海浜総合公園へ立ち寄ってもらえるような取組を行ってまいります。

次に、③の質問についてお答えします。先日の熊本日日新聞にも掲載されていま

したが、本年度につきましては旧国民年金保養センター「ブルーマリンあしきた」の解体及び進入路の整備を行い、マリンパークビーチ及び萩の越海水浴場を含めた一帯をあしきたマリンパーク再整備計画基本構想に基づき、プロポーザル方式により運営事業者を選定し、事業計画を策定、その後、本格的な整備に着手することとしております。現在供用している海水浴場との差別化を図るなど、異なる客層のニーズに対応した独自の魅力をもつことで、地域全体の観光客の増加及び雇用の創出を目指してまいります。

○議長（宮内道則君） 佐竹税務課長。

○税務課長（佐竹貴幸君） 質問の主題2の①について、お答えいたします。

町税等のコンビニ収納やキャッシュレス決済の現状につきましては、現在、住民サービスにおける収納手段の多様化は、時代の潮流ともなっており、DX推進の取組の一つでもあります。本町では、令和4年度から住民税の普通徴収、固定資産税及び軽自動車税において、コンビニ及びスマホアプリ決済による収納取扱を開始し、令和5年度からは新たに国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料、住宅使用料、水道料、農業集落排水使用料、浄化槽使用料及び奨学資金償還金の収納についても追加しております。コンビニ収納につきましては、セブンイレブン、ファミリーマート、ローソン、その他全国の主要コンビニで納付することができます。また、キャッシュレス決済は、スマートフォン等のアプリ決済による納付を行うことができ、現在、6つのアプリが利用できます。

次に、②の質問についてお答えします。利点につきましては、これまで納付書で納付される場合は、役場本庁や支所、あるいは金融機関での納付のみで、平日の昼間しかできませんでしたが、コンビニが利用できることで曜日や時間に関係なく、いつでも納付が可能となりました。また、スマホアプリ決済については、自宅などいながら、アプリを使って簡単に納付できるという利点があります。令和2年7月豪雨によって、みなし仮設への転居など、町外への居住を余儀なくされた方についても、コンビニやスマホアプリにより納付の手間が軽減できることで、生活支援の一つになっているのではと考えております。

次に、③の質問についてお答えします。周知につきましては、令和4年度開始時に4月のまちだよりと広報あしきた及びホームページに掲載し、令和5年度にも同じく、4月の広報あしきた及びホームページへの掲載を行い、広く周知をするとともに、各業務において納付書発送の際、コンビニ収納等ができる旨のお知らせの同封等により、個別の周知も図っております。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） ありがとうございます。

それではですね、通告書1について、再質問をいたします。商工観光課長にお尋ねいたします。一部答弁にもありましたけれども、現在、芦北海浜総合公園及び御立岬公園には、どのような施設が整備されているのか、改めてお尋ねします。

○議長（宮内道則君） 釜商工観光課長。

○商工観光課長（釜 辰信君） お答えします。

芦北海浜総合公園につきましては、ローラーリ्यूージュをはじめ、ゾーブ1・2、スケートパーク、子供の城などの、家族で楽しめる施設が充実しております。御立岬公園につきましては、マリンハウス、ミニログハウスの宿泊施設をはじめ、キャンプ場、温泉センター、海水浴場、ゴーカート場、釣りランドなど整備されており、総合的なレジャー施設となっております。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） 小田浦の松ヶ崎に県事業で整備された砂浜は、海水浴場として使用されていないようではございますけれども、現在はどうかになっておりますか。

○議長（宮内道則君） 釜商工観光課長。

○商工観光課長（釜 辰信君） 松ヶ崎は、田浦港海岸施設であり、海水浴場として供用はしておりません。昨年度、地元漁協、地域住民への説明を実施し、御理解をいただき、今年度から民間事業者によるフィッシングシーカヤックなどのマリンスポーツが行われ、有効活用が図られることとなっております。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） ありがとうございます。

海水浴場周辺でですね、営業する地元の民間業者との連携強化や、新たに民間業者を誘導する考えはございませんか。

○議長（宮内道則君） 釜商工観光課長。

○商工観光課長（釜 辰信君） 鶴ヶ浜海水浴場は、以前から営業されている地元事業者の方々に、芦北海浜総合公園が込み合っている時期など、駐車場を利用させていただくなど、協力をいただいております。今後も引き続き、連携強化を図ってまいります。

また、御立岬公園につきましては、芦北町御立岬公園条例施行規則の一部を改正を行い、芦北町漁業協同組合、芦北町商工会、芦北町観光協会に所属する事業者が幅広く出店できるようになり、今後も連携を図ってまいります。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） 次の質問に行きます。

海水浴場の砂浜等ですね、さらなる徹底清掃により、安全で衛生的かつ景観レベルの高い海水浴場とする考えはございませんか。

○議長（宮内道則君） 釜商工観光課長。

○商工観光課長（釜 辰信君） 観光レベルの高い海水浴場になるよう努めてまいります。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） 訪日外国人ですね、訪日外国人旅行者をターゲットとして、誘客を図る考えはございませんか。

○議長（宮内道則君） 釜商工観光課長。

○商工観光課長（釜 辰信君） 訪日外国人旅行者の誘客については、T S M Cの進出をきっかけに、9月から阿蘇くまもと空港と台北を結ぶ国際定期路線が就航することから、台湾などからの観光客をターゲットに、町内に進出した I T企業と連携し、外国語や海外 S N Sで情報発信を検討していこうと考えております。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） 御答弁、ありがとうございました。

今回質問した件につきましてはですね、令和2年8月策定の第7次水俣芦北地域振興計画基本構想と、令和5年度実施計画にもしっかり書き込まれておるところでございます。本振興計画は、昭和53年の閣議了解に基づき、翌昭和54年から第1次の振興計画が始まっており、現在に至っているわけですが、その間、様々な課題が基本理念や基本目標に定められてまいりました。そして、最新の第7次振興計画の基本理念は、地域の資源を活用し、環境と共生する持続可能な地域づくりとなっており、基本目標、いわゆる重点施策でございますけれども、これは不知火海を活かした地域の活力と魅力の向上とされているわけでございます。

また、具体的な事業として、御立岬公園の再整備やあしきたマリンパーク構想も掲げられているようでございます。きしくも先月、5月24日の熊日朝刊14面で、「芦北町旧年金保養施設解体へ05年閉鎖、民間と連携一体整備」という見出しの記事が掲載されておりました。また、6月9日の熊日朝刊2面では、「芦北町マリンパーク再整備へ、民間からアイデア公募、既存施設のすみ分け課題」という見出しで、写真付き記事が掲載されておりました。切り抜いてですね、定規で測ってみたら、縦21.3センチ、横24.5センチもありました。このように大きな記事で、それも2面の掲載だったわけです。これだけ大きく内容も詳しく掲載されておりますので、本日の一般質問の1の③は要らなかったともいえるわけですが、それはともかく、このように世間からも注目を浴びておることは大変結構なことではございまして、これらをバネに町のさらなる活性化のため、今後の観光振興を期待したいと思います。

観光振興による地域活性化とは、簡単に言えば、まずは町のイメージアップを図

るとともに、経済的効果や雇用の確保などを期待することだと思っております。確かに、施設整備を進め、有機的な連携を強化し、それが成功すれば、そこにお金が落ちるでしょうし、雇用も確保できるわけです。また、そうなれば、自然に町内民間業者や飲食店などが恩恵を受けることとなりますけれども、肝要なのは、その施設整備による波及効果を末端までしっかり面と線でつながるよう、仕組みとして組み込んでほしいのであります。少なくともそのような幅広い視点を忘れずに取り組んでいただきたいと思っております。観光振興を町民に理解してもらうためには、理想を言えば、その経済効果が町の隅々に浸透し、少しでも町民が豊かになった、活気が出てきたという実感が必要だろうと思っております。

町長のお考えをお願いいたします。

○議長（宮内道則君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） お説のとおりでありまして、これからも担当課との協議はもちろんでありますが、町内あるいは県、そういったところからのですね、アドバイスとか、あるいは連携とか、さらに強化してまいりたいと思っております。

水俣芦北地域振興計画につきましては、発足した当初は芦北町の総合計画の中から抜粋する、いわばもうカーボンコピーみたいな状況でございまして、しかし今はもう先ほどのお話のように、環境も変わってまいりました。地域資源、あるいは関係人口をどう増やしていくかというですね、ことにシフトされておりますのでですね、今後はしっかりと特性を生かした取組を。県民の方々にですね、芦北町のイメージを聞きますと、海と言います。15キロの海岸線があるわけですが、扇の要の部分なんです。ですから、狭いところなんです、しかしイメージとしては海ということですので、そういう思い、期待というものとマッチするようにしっかり取り組んでいきたいと思っております。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） ありがとうございます。

引き続き、通告書2について再質問いたします。

税務課長にお尋ねいたします。税等のコンビニ収納の対象者とは、一般的にどのような人々になりますか。

○議長（宮内道則君） 佐竹税務課長。

○税務課長（佐竹貴幸君） お答えします。

対象となる方は、口座振替や特別徴収以外の、いわゆる納付書で納められている方々で、納付書記載の1期分、あるいは1月分などの金額が30万円を超えない方が対象となります。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君）　そもそもですね、町税等のこのコンビニ収納やキャッシュレス決済はどのようなシステムとなっているのか教えてください。

○議長（宮内道則君）　佐竹税務課長。

○税務課長（佐竹貴幸君）　コンビニ収納を行うに当たり、町は収納業務を収納代行業者に委託しております。住民の方が納付書でコンビニやスマホアプリ決済により納められた場合、納付された町税等について、代行業者が取りまとめ、町の指定金融機関の町口座へ入金します。また、コンビニ等で納付されてから、実際に町口座に入金されるまでの間の収納情報は、代行業者から速報としてデータ送信されることになっており、納付があっていることを確認できるシステムとなっております。

○議長（宮内道則君）　楠原君。

○2番（楠原清照君）　ありがとうございます。

県内自治体の導入状況はどうなっていますか。

○議長（宮内道則君）　佐竹税務課長。

○税務課長（佐竹貴幸君）　総務省が令和4年7月1日時点で全国自治体のコンビニ収納等の導入状況調査を行っておりまして、それによりますと、熊本県は県内45市町村中、コンビニ収納を導入している自治体が21団体、スマホアプリ決済を導入している自治体が18団体となっております。

○議長（宮内道則君）　楠原君。

○2番（楠原清照君）　令和4年度ですね、コンビニ収納等の実績を教えてください。

○議長（宮内道則君）　佐竹税務課長。

○税務課長（佐竹貴幸君）　お答えします。

令和4年度に実施しております住民税の普通徴収、固定資産税、軽自動車税の3税合計の収納実績は、コンビニ収納が4,694件、スマホアプリ決済が417件、合計5,111件で、納税者の約1割の方が利用いただいていると推計できます。

○議長（宮内道則君）　楠原君。

○2番（楠原清照君）　ありがとうございます。

それでは、この質問2をまとめてみたいと思います。

昔はですね、各地区に納税組合というものがあまして、組合で税を集金し、一括納付をしていました。そして、1%ですか、そこらの奨励金が組合に出ますので、地域のために使っていたわけです。でも、今考えますと、各世帯や個人の税額はばればれですね、今や完全にアウトなシステムでございました。ただ、だからこそ納税率といいますか、徴収率は高かったようでございます。

今回は、コンビニ収納とキャッシュレス決済の利便性につきまして、いろいろお尋ねしましたけれども、税に限っていえば、結局、納付書による現金納付から口座

振替へ切り替えていただくことが最も望ましいけれども、しかし一方で現金納付の方に対しては、コンビニ収納やキャッシュレス決済を要し、納付場所や納付時間に便宜を図ることで、結果として徴収率も上がるんだというシステムということを理解させていただきました。

また、住民票のですね、コンビニ収納に関する費用も確か補正予算で計上されているようでございます。また、今回は質問に出てきませんでしたけれども、町施設の使用料などについてもキャッシュレス化されているようでございます。世の中、どんどん進んで便利になり、結構なことでございますけれども、このような時代の流れに疎い高齢者の皆様には、しっかり趣旨を周知して、混乱を招かないよう御配慮方お願いしておきたいと思っております。

町長の御所見をお願いいたします。

○議長（宮内道則君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） それもお説のとおりでございまして、現在、芦北町ではD X推進協議会を結成しておりまして、これが今、実動、機能しておるわけでありまして、関係機関の方々にお尋ねしますと、熊本県の自治体でもこのD X化推進については先を行っておるということでございますので、各課もですね、日常の業務に加えまして、全て各課がアイデアを出し合って、D Xはもう全ての事務に通ずるわけありますので、今、御提言がありました件につきましても、その範疇に入るわけでございますので、時々刻々、本町も改革が推進されていくものと確信しております。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） よろしく願いしておきたいと思っております。

それでは、質問3の再質問を行います。

これはスポーツ・文化振興課長にお尋ねいたします。スポーツ大会の参加者はどのように推移していますか。また、答弁であった12種目とは、具体的にどのような種目ですか。お尋ねいたします。

○議長（宮内道則君） 岡田課長。

○スポーツ・文化振興課長（岡田謙治君） お答えいたします。

平成28年度は2,658人、平成29年度は2,589人、平成30年度が1,610人、この減につきましては陸上競技大会が雨天中止だったためでございます。令和元年度が2,543人、令和2年、3年度はコロナにより中止をしております。令和4年度につきましては844人となっております。この減につきましても、コロナによりまして、水泳、ビーチボールバレー、陸上中止となっております。また、実施の種目は、グラウンドゴルフ、ゲートボール、卓球、バドミントン、クレール射撃、ソフトボール、水泳、軟式野球、ゴルフ、ビーチボールバレー、バレーボ

ール、陸上競技の12種目となっております。

以上です。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） ありがとうございます。

次に、各種目のですね、運営はどのようになっているのかお尋ねいたします。

○議長（宮内道則君） スポーツ・文化振興課長。

○スポーツ・文化振興課長（岡田謙治君） 各種目におきましては、各種目協会が運営をしております。ただし、陸上競技のみ役場職員で運営をしております。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） 秋の陸上競技大会の出場選手の状況を教えてください。

○議長（宮内道則君） スポーツ・文化振興課長。

○スポーツ・文化振興課長（岡田謙治君） 平成28年度が1,054人、平成29年度が982人、平成30年度につきましては雨のため中止をしております。令和元年度が973人となっております。令和2年度から4年度までは新型コロナの影響により中止をしております。

以上です。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） この秋の陸上競技大会では、地域スポーツ協会関係者からですね、選手を集めるのが大変になったという声も聞かれますけれども、どのように認識しておりますか。

○議長（宮内道則君） 岡田スポーツ・文化振興課長。

○スポーツ・文化振興課長（岡田謙治君） 地域によりましては、学年や年代の選手がいないことがございますが、申し合わせを行い、全地域協会がエントリーできるよう配慮して実施をすることとしております。

以上です。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） スポーツの振興によるまちづくりの成果を上げるため、どのような支援を行っておりますか。

○議長（宮内道則君） 岡田スポーツ・文化振興課長。

○スポーツ・文化振興課長（岡田謙治君） 団体・個人に対しまして、スポーツ振興事業補助金を交付しております。各社会体育クラブへ補助金を交付し、会場使用料など、経済的な負担の軽減を図り、競技の継続につなげております。ほかにも国際大会や全国大会等の出場者へ補助を行っており、令和4年度は国際大会、全国大会出場者延べ55名、九州大会出場者延べ134名に対し交付をいたしました。

以上です。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） それでは、成果があった具体的な事例を教えてください。

○議長（宮内道則君） 岡田スポーツ・文化振興課長。

○スポーツ・文化振興課長（岡田謙治君） 2012年ロンドンオリンピック、バドミントン競技銀メダリストの藤井瑞希選手をはじめ、近年では空手道の国際大会で活躍の釜つばさ選手、陸上競技の井川龍人選手など、日本代表クラスのトップレベルの選手が出てきております。ほかにも、相撲、新体操、ボクシング、カヌーなど、全国大会で上位に入賞する選手が出ており、今後のさらなる活躍に期待しているところです。

なお、令和4年度の実績としまして、釜つばさ選手が世界ジュニア&カデット、アンダー21空手道選手権第3位のほか、JKAあしきたジュニア新体操クラブの新体操選手権での第2位、JKAあしきたトレジャー相撲クラブのわんぱく相撲での第2位、小学生相撲優勝大会での第3位など、全国大会の上位入賞者19人、九州大会の入賞者17人と、その成果が出ております。また、一昨日の大会ですが、釜つばさ選手が、全世界から約50カ国400人の選手が集結しました空手ワンプレミアリーグ2023年福岡大会で、見事、銀メダルの成績を収めております。

以上です。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） ありがとうございます。

大会誘致などの実績を教えてください。

○議長（宮内道則君） 岡田スポーツ・文化振興課長。

○スポーツ・文化振興課長（岡田謙治君） 令和4年度実績でいいますと、10月にプロボクシングの火の国ファイティング、1,500人の来場です。12月に大相撲芦北場所2,400人の来場者です。町外から多くの観衆を集めたところでございます。以前には、同様に大相撲芦北場所やプロボクシングの世界タイトルマッチ、新体操の日本代表合宿、バレーボールのVリーグなど誘致しており、関係人口の増加に大きく寄与したものと考えております。

以上です。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） ありがとうございました。

芦北町スポーツ協会規約第3条では、その目的として次のようにうたわれております。本会は、芦北町のスポーツを振興し、町民の体力の向上を図り、スポーツ精神を養成し、健全なスポーツを通して町民相互の親睦を図り、明朗なまちづくりに

寄与することを目的とするとあるわけです。現在、このように明確にその目的はうたわれております。したがって、本規約第3条に掲げる目的を達成するため、しっかり活動しなくてはならないと思うわけです。であるならば、特に秋の陸上競技大会は、記録会、競技会という側面もありましょうが、町民の親睦というもう一つの大きな目的を背負っているのではないかと思います。ということは、親睦を深めるためには、やはり集まって楽しんでもらわなければならないと思うのであります。

実は、本難題を生成AI、すなわち人工知能であるチャットGPTに試しに聞いてみました。地域スポーツ大会を活性化するためにはどうしたらよいかという質問です。すると、答えは箇条書きで出てきたわけです。1 広報の充実、2 学校との連携、3 各種イベントの開催、4 賞金・賞品の設定、5 地域コミュニティの支援というものです。この箇条書き見出しの下にですね、それぞれ解説が付いておりましたが、時間の都合もありますので、ここでは割愛いたします。

このように、AIというものは、一般的な課題を無難に整理する能力があるようございまして、このようなことも多少は参考にはなろうかと思えます。とにかく、いろいろやってみるしかないのではないかと思うわけです。例えば、新たな取組として、個別競技でいいますと、ローラーリージュやeスポーツの正式競技種目化や、秋の陸上競技大会では小中学生の種目によってはですね、学校対抗にしてもいいのではないかとも思うわけです。また、広報あしきたに1～2ページ、スポーツコーナーを常設し、情報発信を強化してもいいかも知れません。どんどん進行する人口減少やコロナ等もあって、大変なことは重々承知しておりますけれども、これを機に今後の方針の明確化やお取組の強化をお願いしておきたいと思えます。

町長、最後になりますけど、一言お願いいたします。

○議長（宮内道則君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） スポーツの振興によるまちづくりは、県下でも、あるいは全国でもですね、稀有な取組であると、私は思っておるところでありまして、ただ、その成果を出すには、やっぱり2年、3年では出ないと、最低10年はかかるということで取り組んでまいりましたが、10年を過ぎる頃から、ただいま課長が答弁したような成果を帯びつつございます。もちろんスポーツというのはもとより個人で楽しむ、あるいはコミュニケーションを図る場、健康を増進する、いろんな意味があるわけでありまして、ただ時代とともにですね、少しずつその理念というものが変化してきているように思います。というのが、趣味、娯楽、あるいは余暇時間の過ごし方がですね、実に多様化してしまっておるんですね。それと、人口は減っておるけども、世帯数は増えるとか、減らないとかですね、そんな傾向もございまして、かつてのこの体育協会ができた頃とは随分変わっておるということでもあります。

ので、時代のニーズに合うような取組が必要であると。

ただいま御提言いただきましたeスポーツ、これはもうすでに取組を指示しております。芦北町でもメッカを目指して頑張るといってやっております。ローラーリージュにつきましては、スポーツ協会にですね、入れるような組織づくりをして、そして娯楽というか、娯楽も兼ねて、そういう競技大会を開いたらどうかということもですね、提案としては出ております。私もeスポーツ、経験しました。面白いです。やろうじゃありませんか。そういうことで、そういう姿勢で取り組んでまいりますので。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） eスポーツのできた暁には町長と対戦をさせていただきたいと思えます。

これで、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（宮内道則君） これで、楠原君の質問が終わりました。

次に、百田君。

ただいま、ハワイ島の皆さんが退場されます。皆さん、拍手でお送りください。

[拍手]

○議長（宮内道則君） どうもすみません。ありがとうございました。心からお礼申し上げます。

○1番（百田翔吾君） 皆様、おはようございます。百田翔吾でございます。

来月で令和2年7月豪雨災害から3年が経ちます。町の復旧・復興は、着実に一步一步進んでおり、被災当初から今日に至るまで、町民の皆様、町執行部の皆様をはじめ、多くの皆様のお蔭さまで復旧・復興が進んでいることに、改めてここに感謝したいと思います。

そして、私自身、4月で議員2年目に突入しました。町民の皆様、先輩議員の皆様、町執行部の皆様に、日々、御指導・御協力いただき、議員活動に邁進できていることに、重ねて感謝しつつ、議長及び町執行部への事前通告に基づき、本日は1つの主題について質問いたします。

主題1、アフターコロナにおける商工業の振興について質問します。新型コロナウイルス感染症は、世界中で猛威をふるい、長期にわたり市民生活や社会経済活動に大きな影響を及ぼしました。この間、本町施策においても、さまざまな取組、支援が実施されてきました。我慢我慢の約3年間から、ようやく先月、新型コロナウイルス感染症が5類感染症へと引き下げられました。まだ完全収束とは至りませんが、コロナ禍前の光景があちこちで見られるようになってきたことは、とてもうれしく感じるものです。

そこで、主題1の①コロナ禍において、本町として商工業者に対してどのような施策を行ってきたのか。また、その効果はどうであったか、質問します。

次に、主題1の②実施した施策及びその効果を踏まえ、アフターコロナに向けてどのような施策が必要と考えているのか、質問します。

以上、主題1つ、壇上での1回目の質問を終えます。

○議長（宮内道則君） 百田君の1回目の質問が終わりました。答弁を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 百田議員の質問にお答えいたします。具体的な内容となりますので、担当課長から答弁させます。

○議長（宮内道則君） 釜商工観光課長。

○商工観光課長（釜辰信君） 質問の主題1、①についてお答えします。

町内の商工業者は、令和2年初頭からの新型コロナウイルス感染拡大、さらに令和2年7月豪雨災害に見舞われ、二重の困難に直面しました。このような状況の中、商工会と連携し、災害からの復旧・復興事業とあわせて、商工業者の支援をしてみました。支援の内容につきましては、予算を議員の皆様にご審議いただき、その都度、広報紙やホームページに掲載しておりましたので、すでに御存じのこととは思いますが、町独自の支援として、国と県の支援金等に対する上乘せ補助、5年間の利子補給補助、飲食店やタクシーの応援クーポン券、家賃等支援金など、切れ目なく事業継続支援を実施してきました。

また、ウィズコロナやアフターコロナに向けて、新しい生活様式ビジネス展開補助金、中小企業者等持続化補助金により、店舗内の感染対策やテイクアウト対応などの支援、キャッシュレスキャンペーンなどを実施いたしました。その結果、コロナウイルスの影響による廃業は確認しておりません。創業者も増加傾向にあります。

②についてお答えします。引き続き、商工業者が時代のニーズに対応した事業展開や、販路拡大などに支援を行ってまいります。また、サテライトオフィスに進出したIT企業と地域の企業が連携することにより、地域のDX推進を図りながら、商工業者の業務効率化や情報発信力の向上につなげていきたいと考えております。

○議長（宮内道則君） 百田君。

○1番（百田翔吾君） 再質問いたします。

令和2年度から4年度におけるコロナ禍に関連した商工業支援総額はどれぐらいになりますか。

○議長（宮内道則君） 釜商工観光課長。

○商工観光課長（釜辰信君） 災害支援を含めて、令和2年度から4年度まで、総額2億8,570万円になります。

○議長（宮内道則君） 百田君。

○1番（百田翔吾君） このコロナ禍における商工業の支援に当たりましては、国・県の支援なくしてできない数字だと思います。有難い限りでございます。町長をはじめ、町執行部の皆様におかれましては、国・県施策において、本町で活用できるものはフルで活用できるよう、引き続き動向を注視し、時には要望することを改めてお願いしたいと思います。

また、令和2年度以降、厳しい経済状況が続く中で、コロナ禍の影響での廃業はなく、創業者が増加傾向という答弁でございましたが、令和2年度以降の新規創業者数はどれぐらいになりますか。また、その要因は何だと考えていますか。

○議長（宮内道則君） 釜商工観光課長。

○商工観光課長（釜 辰信君） 令和2年度から現在まで、合計23件となっています。

要因としては、町独自の中小企業者等持続化補助金により、最大150万円の創業補助を行っており、商工会と連携により、きめ細かい創業支援ができたことによるものだと考えております。

○議長（宮内道則君） 百田君。

○1番（百田翔吾君） この経済苦の世の中で、新型コロナウイルス感染症の影響による廃業がないことは、商工業者の我慢と努力、そして本町の支援施策の賜だと思います。しかしながら、まだ先の読めない状況は続いています。

町内外の消費者から好評だった本町施策の一つに、芦北町キャッシュレスキャンペーンがあります。本町として、この施策の効果はどう考えていますか。また、キャッシュレス決済導入事業者の声も含めてお答えください。

○議長（宮内道則君） 釜商工観光課長。

○商工観光課長（釜 辰信君） お答えします。

加盟店舗数が延べ100事業所増加しております。決済額が約4倍、利用件数で約2.5倍となっております。また、町外利用者の割合が半数以上となっており、町外からの呼び込みの効果が高くなりました。

導入事業者からは、支払い手数料がかかるといった声もありましたが、町内外からの来客があり、売上が伸びたという声も多くありました。

○議長（宮内道則君） 百田君。

○1番（百田翔吾君） この施策の効果も踏まえてですね、今年度のキャッシュレスキャンペーンの実施計画はございませんか。

○議長（宮内道則君） 釜商工観光課長。

○商工観光課長（釜 辰信君） お答えします。

これまでのキャッシュレスキャンペーン事業は、国の地方創生臨時交付金を活用

して実施してまいりました。今後、活用できる交付金等の支援があれば、是非検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（宮内道則君） 百田君。

○1番（百田翔吾君） 次に、芦北町プレミアム付商品券発行補助金事業についてですが、本町としての施策効果はどう考えていますか。

また、今年度の計画も併せて教えてください。

○議長（宮内道則君） 釜商工観光課長。

○商工観光課長（釜 辰信君） お答えします。

プレミアム付商品券は、町内店舗での使用に限られておりますので、町内における消費活性化につながっていると考えております。

今年度は、7月3日から12月31日まで、昨年と同様、1割もうかる券として総額2億円を販売する予定です。

以上です。

○議長（宮内道則君） 百田君。

○1番（百田翔吾君） こちらのですね、施策も町民の方からも好評の声を多くいただきます。予算の総額の、今年上乗せや、今年以降の予算総額上乗せは厳しいものでしょうか。

○議長（宮内道則君） 釜商工観光課長。

○商工観光課長（釜 辰信君） 今のところ、考えておりません。

○議長（宮内道則君） 百田君。

○1番（百田翔吾君） キャッシュレスキャンペーンとプレミアム付商品券施策は、物価高騰の中において、多くの町民、消費者にとっては、とても助かるものでしたので、引き続きの消費者への支援を町にはお願いしたいと思っております。

さて、台湾の世界的半導体企業TSMC及び関連会社が、熊本県の県北地域に進出してまいります。芦北町への直接的な経済波及効果はないであろうという執行部答弁が以前あったと思っておりますが、芦北町にはサテライトオフィスを活用したITに関する企業誘致が芦北町でも進んでいます。現在の芦北町サテライトオフィスの入居状況を教えてください。

○議長（宮内道則君） 釜商工観光課長。

○商工観光課長（釜 辰信君） お答えします。

計石・田浦のサテライトオフィスには、合計18区画のうち、現在9社のIT企業と立地協定を結んでおります。また、その他業種3社が入居し、合計で12区画が埋まっております。

以上です。

○議長（宮内道則君） 百田君。今のはちょっと質問のですね、ちょっと内容から外れるところがありますので、注意してお願いいたします。はい、どうぞ。

○1番（百田翔吾君） こちらの企業誘致の件でございますけども、先ほどの答弁の中にもありましたので、関連質問として私の中ではさせていただきました。

引き続きですね、芦北町に進出してきてですね、IT企業ですね、事業内容を、また地域住民、団体との提携概要について、提携がありましたという答弁がありましたので、概要についても併せて教えてください。

○議長（宮内道則君） 釜商工観光課長。

○商工観光課長（釜 辰信君） お答えします。

進出したIT企業は、ウェブ制作、インターネット動画作成、SNSで広告、ECサイトの運用などを行っている企業でございます。

町内においては、芦北高校と連携してクリエイティブ部への講師の派遣や、計石地区における防災監視システムの構築など、地域と連携を行っているところです。是非議員さんもサテライトオフィスに足を運んで見てみてください。

以上です。

○議長（宮内道則君） 百田君。今、課長のほうから答弁がございましたけども、これもですね、通告内容にございませんので、関連質問ですね、これも注意してください。はい、どうぞ。

○1番（百田翔吾君） はい。承知しました。

こちらでもアフターコロナに向けての施策が必要と考えているかという、私からの質問に対しての、最初の回答の中で企業誘致という形で答弁の中にあっただと思います。そのさらに質問を重ねたいという意図だったんですけども、関連質問としては認められないということで。

○議長（宮内道則君） 関連質問に、前言いましたようにね、なりますので、内容をちょっと変えてください。

○1番（百田翔吾君） はい。では、話を変えまして、最初の答弁の中に、地域のDX推進を図り、企業の業務効率化や情報発信を高めるとありました。具体的にどのようなことが考えられますか。

○議長（宮内道則君） 釜商工観光課長。

○商工観光課長（釜 辰信君） お答えします。

具体的には、地域の企業がデータ管理や注文処理、在庫管理など、業務をデジタル化することで業務効率化につなげたり、SNSなどを活用して新たな顧客を獲得したりすることが考えられます。今後、商工会やIT企業と連携を深め、町内にお

けるデジタル人材育成も是非進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（宮内道則君） 百田君。

○1番（百田翔吾君） 地域DX推進はですね、一筋縄にはいかない課題ですが、まずはですね、芦北町役場内で率先垂範すべきと考えます。先ほどの楠原議員の質問の中でも、町長の答弁にありました。芦北町は他市町村と比べて進んでいるという答弁でございましたが、よりですね、積極的に本町のリーダーとなって、先陣を切ってDX推進に努めていただきたいと思います。

今回の質問は、商工業者への支援に絞りましたが、多岐にわたる産業で、あらゆる継続的な支援が必要なことは言うまでもありません。今回の一般質問を実施するために令和5年度の芦北町施政方針や芦北町後期基本計画等、これからの芦北町ビジョンを再度熟読しました。機を逃すことなく、施策を展開するとともに、DXなどの社会変革に適切に対応すると、令和5年度施政方針の結びにもありましたが、アフターコロナにおける商工業の振興にも係る言葉であり、強く支持できるものです。

最後に、竹崎町長から、アフターコロナにおける商工業の振興について、改めて一言、町民、商工業者に対して、一言お願いできますか。

○議長（宮内道則君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 全て商工観光課長が言いつくしましたので、そのとおりであります。

○議長（宮内道則君） 百田君。

○1番（百田翔吾君） ありがとうございます。

商工業の活性化が町のにぎわい、活気につながります。アフターコロナにおいても継続的かつ効果的な力強い支援を改めてここに要望し、質問を終わります。

○議長（宮内道則君） 百田君の質問が終わりました。

これで、一般質問を終了します。

-----○-----

○議長（宮内道則君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会します。

御苦労様でした。

-----○-----

散会 午前11時21分

## 令和5年第3回芦北町議会定例会議事日程（第2号）

令和5年6月16日

午前10時 開 議

於 議 場

### 1 議事日程

- 第 1 報告第 1 号 一般会計の繰越明許費繰越計算書について
- 第 2 報告第 2 号 農業集落排水事業特別会計の繰越明許費繰越計算書について
- 第 3 報告第 3 号 一般会計の事故繰越し繰越計算書について
- 第 4 報告第 4 号 有限会社あしきたマリンサービスの経営状況の報告について
- 第 5 報告第 5 号 有限会社御立岬の経営状況の報告について
- 第 6 議案第29号 令和5年度芦北町一般会計補正予算（第3号）
- 第 7 議案第30号 令和5年度芦北町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 8 議案第31号 令和5年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 9 議案第32号 芦北町奨学基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第33号 芦北町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第34号 芦北町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第35号 芦北町一般住宅等使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第36号 芦北町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第37号 工事請負契約の締結について
- 第15 議案第38号 工事請負契約の締結について
- 第16 議案第39号 工事請負契約の締結について
- 第17 議案第40号 工事請負契約の締結について  
（一括議題＝日程第18から日程第21まで）
- 第18 総務厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第19 建設経済文教常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第20 議会広報委員会の閉会中の継続調査の申出

第21 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出

(閉 会)

2 出席議員 (13人)

1番 百 田 翔 吾 君

3番 長 口 隆 君

5番 坂 本 登 君

7番 白 坂 康 浩 君

9番 宮 尾 秀 行 君

11番 寺 本 修 一 君

14番 宮 内 道 則 君

2番 楠 原 清 照 君

4番 林 田 燿 宏 君

6番 寺 本 順 一 君

8番 草 野 安 道 君

10番 川 尻 成 美 君

13番 元 山 秀 志 君

3 欠席議員 (1人)

12番 岡 部 恵美子 君

4 説明のため出席した者の職氏名 (16人)

町 長 竹 崎 一 成 君 副 町 長 藤 崎 正 司 君

教 育 長 岩 田 繁 義 君 総 務 課 長 松 本 俊 造 君

企画財政課長 白 坂 達 也 君 税 務 課 長 佐 竹 貴 幸 君

住民生活課長 長 崎 十 三 男 君 福 祉 課 長 池 田 康 浩 君

健康増進課長 田 中 公 広 君 農 林 水 産 課 長 梶 浩 之 君

商工観光課長 釜 辰 信 君 建 設 課 長 鎌 倉 博 之 君

上下水道課長 平 田 秀 臣 君 教 育 課 長 田 代 忍 君

スポーツ・文化振興課長 岡 田 謙 治 君 コミュニティセンター課長 上 野 孝 司 君

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名 (2人)

議会事務局長 窪 田 和 彦 君 次 長(主幹) 鎌 田 富 士 夫 君

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（宮内道則君） 皆さん、おはようございます。

会議に入ります前に、本日は内野小学校6年生の児童の皆さんと引率の先生が、社会科の授業の一環として、議会の傍聴に来られております。児童の皆さんは、短い時間ですが、しっかりと芦北町議会の様子を見ていただき、勉強に役立ててください。よろしくお願いいたします。

[内野小学校 起立後一礼]

○議長（宮内道則君） ありがとうございます。

それでは、これより本日の会議を開きます。

岡部君から欠席届が出ております。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。

-----○-----

#### 第1 報告第1号 一般会計の繰越明許費繰越計算書について

○議長（宮内道則君） 日程第1、報告第1号「一般会計の繰越明許費繰越計算書について」を議題とします。

本案について、報告を求めます。白坂企画財政課長。

○企画財政課長（白坂達也君） 報告第1号、一般会計の繰越明許費繰越計算書について、御説明申し上げます。

令和4年度芦北町一般会計補正予算の第3号第2条及び第7号第2条の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越しをいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものでございます。

次のページの表で御説明申し上げます。

令和4年度芦北町繰越明許費繰越計算書です。この繰越事業につきましては、昨年の9月議会及び本年の3月議会にて、各予算の中でそれぞれ繰越明許費として定め、議決を得ているものでございます。

款2総務費の住まい支援事業から、款11公債費の繰上償還事業までの議決いただいた25件、合計21億4,654万7,000円を翌年度へ繰り越しております。財源内訳につきましては、国県支出金が17億1,052万2,000円、地方債は3億6,510万円、その他は2,395万3,000円、一般財源が4,697万2,000円となっております。

主な繰越理由は、世界情勢や災害復旧に伴う資材不足等の影響により、年度内に適正な事業実施期間の確保ができないもの、また国県の事業承認後の事業着手となり、適正工期が確保できないなどの理由のため繰り越したものでございます。

以上、御報告申し上げます。

○議長（宮内道則君） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これで報告第1号を終わります。

-----○-----

## 第2 報告第2号 農業集落排水事業特別会計の繰越明許費繰越計算書について

○議長（宮内道則君） 日程第2、報告第2号「農業集落排水事業特別会計の繰越明許費繰越計算書について」を議題とします。

本案について、報告を求めます。平田上下水道課長。

○上下水道課長（平田秀臣君） おはようございます。

報告第2号、農業集落排水事業特別会計の繰越明許費繰越計算書について、御説明いたします。

令和4年度芦北町農業集落排水事業特別会計補正予算の第4号第2条の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越しをいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものでございます。

次のページの表で説明いたします。

令和4年度芦北町繰越明許費繰越計算書です。この繰越事業につきましては、今年の3月議会にて予算の中で繰越明許費として定め、議決を得ているものでございます。

款1 農業集落排水事業の芦北地区農業集落排水事業、施設更新事業1件、1億6,839万9,000円を翌年度へ繰り越しております。財源内訳は、国県支出金が8,414万1,000円、地方債は8,410万円、その他はなく、一般財源は15万8,000円です。

繰越理由は、新型コロナウイルス感染症等に伴う資材不足の影響のより、年度内の工事完了がかなわず繰り越したものでございます。また、5月末までに完成しておらず、完成に向け進捗をはかってまいります。

以上、報告を終わります。

○議長（宮内道則君） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これで報告第2号を終わります。

-----○-----

### 第3 報告第3号 一般会計の事故繰越し繰越計算書について

○議長（宮内道則君） 日程第3、報告第3号「一般会計の事故繰越し繰越計算書について」を議題とします。

本案について、報告を求めます。白坂企画財政課長。

○企画財政課長（白坂達也君） 報告第3号、一般会計の事故繰越し繰越計算書について、御説明申し上げます。

令和4年度芦北町一般会計における事故繰越しを別紙のとおり行いましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、議会に報告するものでございます。

次のページの表で御説明申し上げます。

令和4年度芦北町事故繰越し繰越計算書です。この繰越事業につきましては、令和3年の12月議会にて繰越明許費として定め、令和4年6月議会にて繰越額を報告し、令和4年度内に完了する予定で事業を進めてまいりましたが、熊本県が実施する隣接工事箇所の工事遅延により、年度内の工事完了ができなくなったことから、事故繰越しを行ったものでございます。

なお、財源となります国庫補助につきましても、当該繰越がなされるよう協議済みでございます。

款10 災害復旧費の農地災害復旧事業及び農業用施設災害復旧事業に係る3,727万4,369円を繰り越しております。令和4年度中に既に3億2,267万293円の工事請負契約を締結しており、2億8,539万5,924円の支出が完了しております。

また、繰越に係る財源内訳は、国県支出金が3,639万2,104円、その他が81万6,686円、一般財源が6万5,579円となっております。

以上でございます。

○議長（宮内道則君） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これで報告第3号を終わります。

-----○-----

### 第4 報告第4号 有限会社あしきたマリンサービスの経営状況の報告について

○議長（宮内道則君） 日程第4、報告第4号「有限会社あしきたマリンサービスの経営状況の報告について」を議題とします。

本案について、報告を求めます。釜商工観光課長。

○商工観光課長（釜 辰信君） おはようございます。

報告第4号、有限会社あしきたマリンスービスの経営状況の報告につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき議会に提出いたしましたので、その内容を報告するものです。

まず、令和4年度の決算報告について申し上げます。

資料3ページをご覧ください。

事業として、県立あしきた青少年の家の受託業務と、芦北海浜総合公園の管理運営業務が行われています。県立あしきた青少年の家の利用者数は4万242人で、新型コロナウイルス禍による団体予約のキャンセル等の影響を受けましたが、利用制限が解除されたことにより、前年度比48%増となっております。

芦北海浜総合公園につきましても、令和3年12月に災害復旧が完了したことにより、利用者数は前年度比1万7,746人増の2万4,046人となりました。

令和4年度の事業実績としましては、総売上高9,283万9,222円で、利用者の増により前年度を上回る売上額を確保しています。利益につきましては、食材費等の値上げの影響を受けましたが、当期経常利益は269万813円、当期純利益は197万7,316円となっております。

その他貸借対照表が4ページから、損益計算書が6ページに、7ページから販売費及び一般管理費の計算内訳等、9ページに利益処分がございますので、ご覧ください。

次に、今年度の事業計画について申し上げます。

資料は10ページからです。

県立あしきた青少年の家の業務委託につきましては、ひとつくりJAPANネット・三勢共同体と5年間の契約を締結し、本年度は2期目となります。2か年にわたる県による大規模改修工事が終了し、館内トイレのウォシュレット化など、快適な利用環境が整っています。

また、食堂運営についても、新たなセルフサービス方式による食事提供方式を採用するなど積極的な取組により、さらなる集客が見込まれることから、利用者数見込みにつきましては、前年度比2万1,000人増の6万1,000人と見込まれています。芦北海浜総合公園におきましては、施設の魅力を最大限に発揮し、さらなる誘客とサービスを充実させます。

11ページから収支計画書を記載しておりますので、ご覧ください。

以上で、報告を終わります。

○議長（宮内道則君） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これで報告第4号を終わります。

-----○-----

## 第5 報告第5号 有限会社御立岬の経営状況の報告について

○議長（宮内道則君） 日程第5、報告第5号「有限会社御立岬の経営状況の報告について」を議題とします。

本案について、報告を求めます。釜商工観光課長。

○商工観光課長（釜 辰信君） 報告第5号、有限会社御立岬の経営状況の報告につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき議会に提出いたしましたので、その内容を報告するものです。

まず、令和4年度の事業報告について申し上げます。

資料3ページをご覧ください。

施設利用者の総数は前年度比99.8%の29万579人で、総売上高は前年度比101.3%の2億4,780万4,000円、経常利益はマイナス1,719万1,000円となりました。

施設ごとの内訳は、公園利用者数8万9,431人、売上7,034万円、温泉センター利用者数6万4,952人、売上6,198万6,000円、物産館利用者数10万7,547人、売上5,642万7,000円、レストラン利用者数2万8,649人、売上4,462万4,000円、塩事業の売上は1,442万7,000円となっております。

経営面では、3年間の指定管理委託の2期目となり、引き続き利用料金制として施設利用料が直接売上に反映されています。

単年度赤字の要因として、オリーブの実証栽培への先行投資、また第2キャンプ場オープンに伴う追加工事、消耗品購入に加え、新キャンプ場の営業開始が半年遅れたことによるものです。

なお、前期から利益余剰金4,710万4,000円から当期損益分を差し引き、余剰金は2,991万3,000円となりました。

公園事業につきましては、今後、目玉となる2つの事業を開始しました。1つ目は、岬から始まるオリーブの里づくり事業です。芦北町と有限会社御立岬が連携し、柑橘に次ぐ新たな作物として期待され、さらに6次産業化による観光振興につながるオリーブの実証栽培を開始いたしました。

2つ目は、令和4年10月にオープンした新キャンプ場です。空前のキャンプブ

ームにより多くの来場者がありました。

なお、貸借対照表が4ページに、損益計算書が5ページに、6ページから利益金処分などの報告書がございますので、御確認ください。

次に、本年度の事業計画について申し上げます。

資料9ページからになります。

全体的な事業計画としては、引き続き町の農業や観光の目玉となる事業と位置づけ、オリーブの実証栽培に取り組むとともに、キャンプ場やマリンハウスへの宿泊客が増加していることから、物産館や温泉、レーシングカートなど、各施設への波及効果の増大を図ります。

また、ECサイトでの特産品などの販売促進と、効果的な情報発信に力を入れ、相乗効果による集客や収益アップを目指します。

公園課、温泉課では、既存の施設の管理運営を適正に行うとともに、各施設と連携した営業戦略を展開します。

物産館では、地元生産者との連携により、農作物の確保や仕入商品の強化を図り、年間を通じてにぎやかな売り場づくりを目指すこととあわせ、オリジナル商品の開発による販売拡大による集客力向上を図ります。

10ページに物産館事業部の収支計画、11から12ページに公園事業部の収支計画を記載しておりますので、ご覧ください。

御立岬公園及び物産館は、全体的に施設の老朽化が進んでおり、より一層の適切な管理、計画的な修繕・改修を行うように指導し、公益性の高い公園や物産館として、さらなる発展を図れるように助言を行ってまいります。

以上で、報告を終わります。

○議長（宮内道則君） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これで報告第5号を終わります。

-----○-----

## 第6 議案第29号 令和5年度芦北町一般会計補正予算（第3号）

○議長（宮内道則君） 日程第6、議案第29号「令和5年度芦北町一般会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について、説明を求めます。白坂企画財政課長。

○企画財政課長（白坂達也君） 議案第29号、令和5年度芦北町一般会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ2億600万8,000円を追加し、総額を141億5,417万9,000円とするものでございます。

また、第2条で地方債の補正を計上しております。

歳出から御説明申し上げます。

予算書は10ページをお願いいたします。

款2総務費です。一般管理費の54万円は、雇用保険料率改定に伴う雇用保険料の増額です。

企画費の745万1,000円は、マイナポイントの申請期限延長に伴う会計年度任用職員の雇用に係る節1報酬、共済費、旅費の合計42万円と、NHK公開番組「民謡魂 ふるさとの唄」の公開収録に係る節7報償費、10需用費、12委託料、13使用料及び賃借料の合計645万7,000円と、令和4年度のふるさと応援寄附金のうち、カンボジア学校建設募金分に係る寄附金57万4,000円です。

支所・出張所費の132万6,000円は、職員の産休に伴う会計年度任用職員による代替に係るものです。

生活応援券費の1億4,904万5,000円は、価格高騰の影響を受けている町民の皆さんの生活を支援するために、1人5,000円的生活応援券を全町民に配付し、さらに低所得世帯については世帯人数に応じて5,000円から2万5,000円を追加配付する事業に要する経費です。

予算書は11ページになります。

戸籍住民基本台帳費の149万2,000円は、住民票等のコンビニ交付サービスが令和6年2月開始としていたものの、令和5年10月に開始できる見込みとなったために、前倒しで開始するための追加費用等です。

款3民生費です。児童福祉総務費の39万9,000円は、保育所等の副食費の国基準額が月額4,500円から4,700円に改定されることに伴い、町の基準額も同様に改定するものでございます。

児童館費の10万8,000円は、会計年度任用職員の異動に伴うものです。

豪雨災害対策費の10万円は、女島ゆめもやい緑地仮設団地の集約に伴う再建築が未確定の居住者の引っ越し費用を町が負担するものです。

予算書は12ページになります。

款4衛生費です。保健衛生総務費の16万6,000円は、会計年度任用職員の異動に伴うものです。また、第4期芦北町健康づくり推進計画策定について、事務費等の経費に対する交付金の事業採択を受けたことによる財源組替を行っております。

生活排水対策事業費の277万2,000円は、農業集落排水事業特別会計への繰出金です。

飲料水供給施設費の466万6,000円は、塩浸上組水道組合の既設水源の水量不足に伴うポーリング費用に対する補助金です。

款5農林水産業費です。農業振興費の2,007万7,000円は、大川内地区の農業用機械導入に係る中山間農業モデル地区強化事業補助金555万3,000円と、受託事業に必要な農業用機械導入に係るくまもと土地利用型農業競争力強化支援事業補助金434万2,000円、農業任意団体の機械導入に係る攻めの園芸生産対策事業補助金268万2,000円及び認定新規就農者が経営発展のために取り組む経営発展支援事業補助金750万円です。

農道施設事業費の548万4,000円は、令和4年7月豪雨により崩落した橋を新たに設置するために補助金です。

中山間地域等直接支払事業費の25万6,000円は、4集落の面積変更に係る図面作成業務委託料です。

予算書は13ページになります。

款6商工費です。観光費の18万8,000円は、会計年度任用職員の異動に伴うものです。

物産館管理費の96万2,000円は、物産館直売所エアコン室外機の故障に伴う修繕料です。

款7土木費です。住宅管理費の542万9,000円は、ゆめもやい緑地仮設団地を町営住宅として活用するための入居前の清掃委託料42万9,000円と、老朽化した危険空き家の相談件数増加に伴う500万円の増額です。

款8消防費です。消防施設費の104万5,000円は、旧宮浦公民館に近接している消防格納庫の解体工事費です。

款9教育費です。事務局費の10万円は、奨学資金貸付事業特別会計への繰出金です。

小学校費、学校管理費の12万円と、中学校費、学校管理費の12万円は、会計年度任用職員の異動に伴うものです。

文化財費の6万8,000円は、佐敷東の城跡調査検討委員の転職に伴う旅費の増額です。

図書館費の50万円は、指定寄附に伴う図書購入費です。

予算書は14ページになります。

体育施設費の359万4,000円は、令和6年度の補助事業において、湯浦運動公園の照明設備改修が実施できる見込みが立ったことに伴い、今年度設計業務を

委託するものです。

次に、歳入について御説明申し上げます。

予算書は8ページをお願いいたします。

款13 使用料及び手数料です。総務手数料は、住民票等のコンビニ交付の稼働開始を4か月早めることに伴う手数料の組替えです。

款14 国庫支出金です。総務費国庫補助金の1億4,060万8,000円は、生活応援券事業に充当します新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億3,964万9,000円、住民票等のコンビニ交付事業に充当しますデジタル田園都市国家構想推進交付金53万9,000円とマイナポイント事業費補助金42万円です。

土木費国庫補助金の250万円は、老朽危険空き家等除去促進事業に充当するものです。

款15 県支出金です。総務費県補助金の310万円は、「民謡魂ふるさとの唄」開催事業に充当する地域づくり夢チャレンジ推進補助金300万円と、球磨川流域復興基金10万円です。

農林水産業費県補助金の1,873万6,000円は、くまもと土地利用型農業競争力強化支援事業補助金434万2,000円、攻めの園芸生産対策事業補助金134万1,000円、中山間農業モデル地区強化事業補助金555万3,000円及び経営発展支援事業費補助金750万円です。

17 寄附金です。寄附金の60万円は、図書購入費に充当する50万円と、奨学資金貸付事業特別会計繰出金に充当する10万円の指定寄附金です。

予算書は9ページになります。

款18 繰入金です。ふるさと応援寄附金繰入金の57万4,000円は、カンボジア学校建設寄附金に充当するものです。

災害復興基金繰入金の345万7,000円は、「民謡魂ふるさとの唄」開催事業に充当するものです。

款19 繰越金は、最後に説明いたします。

款20 諸収入です。雑入の146万3,000円は、雇用保険個人負担金の25万2,000円と、保健衛生総務費の組替財源となる人生100年時代づくり地方創生ソフト事業交付金121万1,000円です。

款21 町債です。農林水産業債の520万円は、農道新設改良事業補助金に充当するものです。

教育債の340万円は、湯浦運動公園照明施設改修設計業務に充当するものです。

最後に、款19 繰越金です。歳入歳出不足額2,637万円に対し、前年度繰越

金を充当するものです。

予算書は4ページになります。

第2表地方債補正について、御説明申し上げます。新たに体育施設整備事業340万円を追加し、農業振興事業は520万円増額し、4,770万円とするものです。利率や償還方法等は表に記載のとおりです。

なお、15ページに地方債の現在高の見込額に関する調書を添付しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。川尻君。

○10番（川尻成美君） 女島仮設住宅の件が2本出ておりますけども、1点は民生費ですかね、女島ゆめもやい緑地仮設団地引越委託料というのがありますけども、何名かおられると思いますけども、何名だろうかなというふうに思います。住まれる方もおられるようでございますので、具体的に分かれば、今新たな災害住宅も着々と竣工中でありますので、お願いしたいと思います。

2点目は、土木費の中で、清掃委託料というのがありましたけども、これは引越す際の委託料かなというふうに思いますので、これもちょっと具体的にお願ひしたいと思います。

○議長（宮内道則君） 池田福祉課長。

○福祉課長（池田康浩君） それでは、御質問に御説明申し上げます。

まず、女島ゆめもやい緑地仮設団地引越委託料10万円につきましては、1世帯の対象でございます。こちらにつきましては、公共事業関係でこの世帯は長期避難世帯となっておりますけども、5年度中に再建できない方を集約するという形で引越し費用を計上させていただいております。

○議長（宮内道則君） 鎌倉建設課長。

○建設課長（鎌倉博之君） お答えします。

女島住宅清掃委託料の内訳でございますけれども、今ありました仮設団地を10戸を集約いたします。その中で1軒はそのままそこに住んでいらっしゃる方ということでございますので、9軒分の清掃委託料ということになります。ですから、新たにそこに集約いたしますので、その9軒分、10軒のうち9軒分の清掃委託料ということになります。

以上でございます。

○議長（宮内道則君） ほかに質疑ありませんか。坂本君。

○5番（坂本 登君） 生活応援券事業補助金について、もう少し詳しくお聞きいたします。これ、国の臨時交付金を充てたという説明がありました。町民にとって恩恵

がある事業だと思っておりますが、手続きと、またどういう世帯、どういう人に、全町民なのか、それとも先ほど低所得者という説明もありましたが、そこを分かりやすくですね、どういう対象とか、どういう手続きによって振り込まれるのか、どういう品物なのかというのを、分かりやすく説明していただきたい。

○議長（宮内道則君） 白坂企画財政課長。

○企画財政課長（白坂達也君） まずですね、全町民、町民の方全てに一人5,000円ずつの生活応援券を交付するというのが一つでございます。それに加えまして、議員さんおっしゃいましたけども、低所得者ということで、町民税非課税世帯を対象にですね、その世帯の人数に応じて5,000円から2万5,000円を追加して交付するというものでございます。

手続きにつきましては、まず全世帯にですね、1人、人数分の応援券を配付いたします。その際に、低所得者と思われるその方、該当する方々につきましては、申請書をその同封して配付いたしまして、その申請書を出していただくというところで考えております。

○議長（宮内道則君） 坂本君。

○5番（坂本 登君） 世帯に配付するのはいつから、議会が終わればすぐ始まるんですか。いつからですか。

○議長（宮内道則君） 白坂企画財政課長。

○企画財政課長（白坂達也君） 印刷等の準備もございますので、8月を目途にですね、交付発送をしていきたいというふうに考えております。

○議長（宮内道則君） 坂本君。

○5番（坂本 登君） 高齢者と、全町民ということだったので、漏れのないようにですね、気をつけていただきたいなと思います。これは1回10万円給付のときに経験はなさっていますので御承知のことかと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮内道則君） 答弁は良いですか。ほかにもございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第29号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

第7 議案第30号 令和5年度芦北町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（宮内道則君） 日程第7、議案第30号「令和5年度芦北町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について、説明を求めます。平田上下水道課長。

○上下水道課長（平田秀臣君） 議案第30号、令和5年度芦北町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、御説明いたします。

予算の総額に歳入歳出それぞれ277万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億777万2,000円とするものでございます。

主な補正の内容につきまして、予算書をもとに歳出から御説明いたします。

予算書は7ページになります。

款1 農業集落排水事業費です。農業集落排水事業総務費の277万2,000円は、人事異動に伴う人件費の補正です。

次に、歳入につきましては6ページになります。

款5 繰入金です。一般会計繰入金の277万2,000円を今回の補正財源とするものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第30号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

第8 議案第31号 令和5年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（宮内道則君） 日程第8、議案第31号「令和5年度芦北町奨学資金貸付事業

特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について、説明を求めます。田代教育課長。

○教育課長（田代 忍君） 議案第31号、令和5年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）について、御説明いたします。

予算の総額に歳入歳出それぞれ10万円を追加し、歳入歳出予算の総額を2,410万円とするものでございます。

主な補正の内容につきましては、予算書をもとに歳出から御説明いたします。

予算書は7ページになります。

款2奨学資金積立金です。奨学資金積立金の10万円は、一般財団法人岩崎育英文化財団からの指定寄附分を奨学基金に積み立てるものでございます。なお、当財団からは、昨年度も同様に寄附をいただいております。岩崎グループとしては今回で4度目となります。また、岩崎グループをはじめ、基金全体では11件目の寄附となるものです。

次に、歳入につきましては6ページになります。

款2繰入金です。他会計繰入金の10万円は、一般会計からの繰入金を今回の補正財源とするものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第31号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

第9 議案第32号 芦北町奨学基金条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮内道則君） 日程第9、議案第32号「芦北町奨学基金条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。田代教育課長。

○教育課長（田代 忍君） 議案第32号、芦北町奨学基金条例の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。

今回の改正は、芦北町奨学基金に対し、一般財団法人岩崎育英文化財団から指定寄附10万円を受けたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行することとしております。

提案理由につきましては、記載のとおりです。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第32号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

#### 第10 議案第33号 芦北町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮内道則君） 日程第10、議案第33号「芦北町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。池田福祉課長。

○福祉課長（池田康浩君） 議案第33号、芦北町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

今回の改正は、熊本県重度心身障がい者医療費助成事業費補助金交付要領の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容は、一部の公費負担医療の助成に限られたものを、全ての公費負担医療に対し、医療費の自己負担額を助成するものです。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用するものです。

提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第33号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

第11 議案第34号 芦北町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮内道則君） 日程第11、議案第34号「芦北町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。鎌倉建設課長。

○建設課長（鎌倉博之君） 議案第34号、芦北町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

令和2年7月豪雨により被災された方の生活再建のため、町内2か所、芦北、湯浦に、災害公営住宅を建設しております。

今回の改正は、芦北町大字芦北2784番地24に的場尻団地として、木造3階建9戸、芦北町大字湯浦956番地4に園川団地として、木造3階建12戸を別表に加えるものです。

附則として、この条例は公布の日から施行するものです。

なお、提案理由につきましては記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第34号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第34号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

第12 議案第35号 芦北町一般住宅等使用料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮内道則君） 日程第12、議案第35号「芦北町一般住宅等使用料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。鎌倉建設課長。

○建設課長（鎌倉博之君） 議案第35号、芦北町一般住宅等使用料条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

記載の女島住宅につきましては、現在、令和2年7月豪雨で被災された方が入居されていますが、仮設住宅としての供用期間が終了し、町へ10戸譲渡されることに伴い、一般住宅として使用するため、条例の一部を改正するものです。

附則として、この条例は規則で定める日から施行するものです。

なお、提案理由につきまして記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第35号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第35号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

第13 議案第36号 芦北町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制

## 定について

○議長（宮内道則君） 日程第13、議案第36号「芦北町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。鎌倉建設課長。

○建設課長（鎌倉博之君） 議案第36号、芦北町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、省令第1条に号ずれが生じました。当該箇所を引用する本条例においても修正が必要なため、改正を行うものです。

附則として、この条例は公布の日から施行するものです。

なお、提案理由につきましては記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第36号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

## 第14 議案第37号 工事請負契約の締結について

○議長（宮内道則君） 日程第14、議案第37号「工事請負契約の締結について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。松本総務課長。

○総務課長（松本俊造君） 議案第37号、工事請負契約の締結について、御説明申し上げます。

本議案は、旧国民年金保養センター解体工事の請負契約締結の承認に係るものです。

1 契約の目的 旧国民年金保養センター解体工事

- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約の金額 1億4,168万円 なお、落札率は97.4%でした。
- 4 契約の相手方 熊本県水俣市白浜町9番28号  
株式会社久環  
代表取締役 橋本 義一

工事の概要について申し上げます。本工事は、老朽化した旧国民年金保養センターを解体する工事となります。

次に、入札の経緯について申し上げます。本工事は、建物の解体から廃棄物有害物質の適正処理までの工程を確実に施工する必要があるため、元請完成工事高1億円以上、経営審査点800点以上などの要件を満たす県内の解体工事業者11社を指名しました。入札は5月12日に執行し、仮契約を5月22日に行っております。

なお、提案理由につきましては記載のとおりです。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第37号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

#### 第15 議案第38号 工事請負契約の締結について

○議長（宮内道則君） 日程第15、議案第38号「工事請負契約の締結について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。松本総務課長。

○総務課長（松本俊造君） 議案第38号、工事請負契約の締結について、御説明申し上げます。

本議案は、湯浦地区地域優良賃貸住宅建設工事（建築）の請負契約締結の承認に係るものです。

- 1 契約の目的 湯浦地区地域優良賃貸住宅建設工事（建築）
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約の金額 4億5,540万円 なお、落札率は99.0%でした。
- 4 契約の相手方 熊本県八代市宮地町2088番地  
松島・中村特定建設工事共同企業体  
株式会社松島建設 代表取締役 松嶋 進治

工事の概要について申し上げます。本工事は、地域優良賃貸住宅15戸を湯浦地区に建設する工事となります。

次に、入札の経緯について申し上げます。本工事を確実に施行するためには、県内建築業者1社と、町内建築業者1社の、合計2社で構成する共同企業体方式が効果的であると考え、第1グループに県内の建築業者A1ランク6社、第2グループに町内の建築業者6社を予備選定したところ、共同企業体6社が組成をされました。入札は5月30日に執行し、仮契約を5月31日に行っております。

なお、提案理由につきましては記載のとおりです。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第38号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

#### 第16 議案第39号 工事請負契約の締結について

○議長（宮内道則君） 日程第16、議案第39号「工事請負契約の締結について」を議題とします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、白坂君の退場を求めます。

[白坂君 退場]

○議長（宮内道則君） それでは、本案について、説明を求めます。松本総務課長。

○総務課長（松本俊造君） 議案第39号、工事請負契約の締結について、御説明申し上げます。

本議案は、湯浦地区地域優良賃貸住宅建設工事（電気設備）の請負契約締結の承認に係るものです。

- 1 契約の目的 湯浦地区地域優良賃貸住宅建設工事（電気設備）
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約の金額 5,734万3,000円 なお、落札率は98.1%でした。
- 4 契約の相手方 熊本県葦北郡芦北町大字花岡1667番地19  
株式会社白坂電気設備  
代表取締役 白坂 ひとみ

工事の概要について申し上げます。本工事は、湯浦地区地域優良賃貸住宅15戸の建設に伴う電灯、太陽光発電などの電気設備の工事となります。

次に、入札の経緯について申し上げます。本工事は、地域優良賃貸住宅に係る屋内・屋外の電気工事を行うものであり、町内電気業者単独で施工可能との考えから、経営審査受審済みの町内電気工事業者10社による指名競争入札を実施しました。入札は5月12日に執行し、仮契約を5月22日に行っております。

なお、提案理由につきましては記載のとおりです。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第39号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号は原案のとおり可決しました。

ここで、白坂君の入場を認めます。

[白坂君 入場]

-----○-----

第17 議案第40号 工事請負契約の締結について

○議長（宮内道則君） 日程第17、議案第40号「工事請負契約の締結について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。松本総務課長。

○総務課長（松本俊造君） 議案第40号、工事請負契約の締結について、御説明申し上げます。

本議案は、湯浦地区地域優良賃貸住宅建設工事（機械設備）の請負契約締結の承認に係るものです。

- 1 契約の目的 湯浦地区地域優良賃貸住宅建設工事（機械設備）
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約の金額 6,798万円 なお、落札率は97.9%でした。
- 4 契約の相手方 熊本県葦北郡芦北町大字小田浦1624番地2  
株式会社ユーテックス芦北営業所  
所長 入江 英昭

工事の概要について申し上げます。本工事は、湯浦地区地域優良賃貸住宅15戸の建設に伴う給水・給湯、浄化槽などの機械設備の工事となります。

次に、入札の経緯について申し上げます。本工事は、地域優良賃貸住宅に係る屋内・屋外の機械設備工事を行うものであり、町内管工事業者単独で施工が可能との考えから、経営審査受審済みの町内管工事業者13社による指名競争入札を実施しました。入札は5月12日に執行し、仮契約を5月22日に行っております。

なお、提案理由につきましては記載のとおりです。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第40号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

第18 総務厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第19 建設経済文教常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第20 議会広報委員会の閉会中の継続調査の申出

第21 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出

○議長（宮内道則君） 日程第18から日程第21までの各委員会の閉会中の継続調査の申出を一括議題とします。

各委員長及び議会運営委員長から、お手元に配付の申出書のとおり提出されております。

お諮りします。各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（宮内道則君） これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 川尻議員。

○10番（川尻成美君） 議長にお願いがございます。

今回、ブルーマリンの保養地の解体も終わり、着々とこのマリンパーク再整備事業がなされていくというふうに思います。新聞紙上でちゃんと詳しい経過も書いてありますが、今、民間公募型の中で5月末に公募がなされて、8月にはもう結果が出るというようなことがございます。そうなりますと、この事業はかつてない大型プロジェクトになろうかと思っておりますので、今後、閉会中になりますので、議会から、こういう経過等について、我々も知っておくべきではなかろうかというふうに痛感しておりますので、議長のほうから頃合いを見た中でですね、ある程度、決まった中で報告を、全員協議会の中で説明を申し入れていただければというふうに要望いたします。

以上です。

○議長（宮内道則君） ただいま川尻君から申し出がありました。大きなですね、先般も楠原議員からも質問が出まして、計画になっているようでございます。まだまだ我々もその付近がですね、勉強不足ですので、十分、町当局の内容を把握しまして、その後、各議員の皆様方と一団となつてですね、内容の理解を皆さんと一緒にしたいと思います。当然、議員の皆さん方、町民の皆さんに啓発の立場にあるわ

けですから、ただいま川尻君が申しあげました内容につきましては、十分、町当局の内容を聞きまして、そして全協等あたりでも説明ができる段階になりましたら、説明をですね、いたしたいと思いますので、御了承いただきたいと思います。

以上です。

令和5年第3回芦北町議会定例会を閉会します。

御苦勞様でした。

-----○-----

閉会 午前10時59分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

芦北町議会議長

署名議員

署名議員